

高知県新事業創出支援事業費補助金質疑書への回答

※提案内容に触れる質問は省略しています。

No	質問	回答
1	■製品開発支援の補助限度額について 【製品開発支援】について、補助限度額は最大750万円となっていますが、単年度の限度額の理解でよろしいでしょうか。例えば、補助対象期間が2年間だとすると、1年目で最大750万円、2年目にも最大750万円が補助されるということでしょうか？	事業期間全体に対して、補助限度額を定めています。例えば、【製品開発支援】については、補助事業期間が2年間であればその2年間の補助対象経費に対して、最大750万円が補助されます。【実証等支援】についても同じ考え方です。
2	■交付申請書（交付要綱別記第1号様式）の提出方法について 交付申請書（交付要綱別記第1号様式）について、提出方法をご教示ください。	提出方法については、郵送又は電子メールで提出をお願いいたします。電子メールで提出する場合は、件名に「高知県新事業創出支援事業費補助金」とご記入ください。提出先アドレスについては、下記のとおりです。 E-mail：121701@ken.pref.kochi.lg.jp
3	■交付要綱第1号様式の別紙1 12 補助事業終了後の売上計画＜補助事業終了後の計数計画表＞記載する金額単位について 当様式Excelファイルにおいて、書式設定が入力セル毎に異なっています。 例えば、「企業の総売上高（①）」の書式設定は“通貨”となっていますが、「売上総利益（③）」では“ユーザー定義”となっています。 書式について、申請者において適宜、改変することは可能でしょうか。	当様式について、書式設定を変更していただくことは可能です。単位についても、右上欄外に何円単位かの記載をしていただくのであれば差し支えありません。 適宜、書式設定を変更してご使用ください。
4	■交付申請書（交付要綱別記第1号様式）の申請区分の作成方法について 交付申請書（交付要綱別記第1号様式）について、【実証等支援】、【製品開発支援】の提出する交付申請書様式は分かれていますでしょうか？	交付申請書（交付要綱別記第1号様式）の中で、【実証等支援】、【製品開発支援】の区分が分かれていますのでそれぞれ申請する区分で交付申請書を作成してください。